

入札説明書モデル例(案)

件名 就業構造基本調査の実地調査業務(市)

市

平成 19 年 月 日

目 次

1. 発注者
2. 調達内容
3. 競争参加者に必要な資格に関する事項
4. 入札説明会の日時、場所
5. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
6. 入札保証金及び契約保証金
7. 企画書等の作成等
8. 入札方法
9. 入札の無効
10. 入札の延期等
11. 開札
12. 落札者の決定方法
13. 契約書作成の要否及び契約条項
14. その他
15. 問い合わせ先

別紙

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

仕様書

誓約書

入札書

委任状

契約書（案）

入札説明書

1 発注者

市長

2 調達内容

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 購入等件名 | 就業構造基本調査の实地調査業務(市) |
| (2) 購入等件名の仕様 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 仕様書のとおり |
| (4) 履行場所 | 仕様書のとおり |

3 競争参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 本市における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本市の一般競争入札参加資格審査において、審査を受け資格を有する者であること。
- (5) 過去2年以内に、統計的なサンプリングに基づく、訪問留置調査又は面接調査と認められるものを実施した経験を有する者であること。
- (6) 後記12「落札者の決定方法」に示す必須項目を全て満たす者であること。

4 入札説明会の日時、場所

- (1) 日時 平成19年 月 日() 午前 時00分から
 - (2) 場所 市...
- (入札を希望する者は、入札説明会に必ず参加すること。)

5 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加するものは、入札金額の 分の 以上の額の入札保証金を納めなければならない。ただし、 の場合においては免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 分の 以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、 の場合においては免除する。

7 企画書等の作成等

入札者は、次の(1)から(4)までに掲げる書類(以下「企画書等」という。)を作成し、提出しなければならない。また、企画書等の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とする。

(1) 誓約書

上記3(1)から(3)までについて誓約するための書類として、別記様式第1号により作成しなければならない。

(2) 一般競争入札参加資格認定通知書の写し

上記3(4)を証明するために、提出しなければならない。

(3) 実績証明書

上記3(5)を証明するために、次の9つの事項を記載した資料を作成するものとし、契約書等の写しを提出しなければならない。

調査実施年月日

調査名、委託会社等名

調査内容

調査対象地域

調査対象(事業所・企業、世帯、個人の別)

サンプル数、抽出方法

調査期間

調査方法

回収率(調査を依頼した者のうち、回答した者の割合及び集計対象者の割合)、その他特記事項

(4) 企画書

入札者は、仕様書及び後記12「落札者の決定方法」に基づき、企画書を作成しなければならない。なお、企画書において、上記3(6)を証明すること。

(5) 企画書等の提出方法

ア 入札者は、企画書等(正1部、副2部)を提出しなければならない。

イ 入札者は、提出した企画書等の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(6) 企画書等の提出期限 平成19年 月 日() 時00分迄

(7) 企画書等の提出場所 〒 県 市...

...係

8 入札方法

(1) 入札者は入札公告及び入札説明書等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 落札の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札者は、金額を記載した入札書及び企画書等を提出すること。なお、評価点の加算方法等は、後記12「落札者の決定方法」に示す。

(3) 入札者の入札金額は、役務費用の他、保険料及び関税等指定する納入場所での引き渡しまでに要する一切の経費を含むものとする。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書の提出方法

ア 入札者は、入札書を封筒に入れ、提出しなければならない。

イ 入札書は、別記様式第2号により作成し、直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つその封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「平成19年 月 日 時 00分開札（就業構造基本調査の現地調査業務（ ）市）の入札書在中）」と記述しなければならない。

ウ 郵便（書留郵便に限る。平成19年 月 日 時00分までに必着のこと。）により提出する場合は、入札書を中封筒に入れ、その封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記宛てに受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、委任状を別記様式第3号により作成し、入札時に提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 入札書等の提出期限 平成19年 月 日（ ） 時00分

(8) 入札書等の提出場所 7の(7)に同じ

(9) 入札金額の内訳書の提示

ア 入札書に記載された内容に不明な点等が生じた場合、内訳書の提出を求めることがあるので、入札に参加する者はあらかじめ内訳書を準備しておくこと。

イ 内訳書の様式は適宜とし、記載内容は、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

(10) 入札に関する注意事項

ア 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札公告及び前記3（「競争参加者に必要な資格に関する事項」参照）に示した競争参加資格のない者が提出した入札書

(2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書

(3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書

(5) 明らかに連合によると認められる入札書

(6) 明らかに錯誤と認められる入札書

(7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書

- (8) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (9) 入札者に係る資格審査が入札時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札書
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (11) 企画書等に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書

10 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

11 開札

- (1) 開札の日時及び場所

平成19年 月 日() 時00分 市...

- (2) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札事務関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札事務関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合の外、開札場を退場することができない。

- (3) 再度入札

- ア 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- イ 再度入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。

12 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の入札者に対して、入札価格及び質の評価を総合的に判断する総合評価落札方式(加算方式)により決定する。以下の必須項目・加点項目について、入札者が企画書に記載した内容を審査する。その際、市は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、必要な学識経験を有する者(2名以上)の意見を聴かなければならない。

(注)本モデル例では総合評価競争入札を採る場合を想定しているが、地方公共団体の入札実務上、総合評価競争入札を採りえない場合は、例えば、加点項目を一部必須項目とした上で、必須項目の審査を厳格に行い、一般競争入札を行うことが考えられる。)

- (1) 必須項目(業務を実行可能と認める上で不可欠と考えられる項目)審査

市は、入札者が企画書に記載した内容が必須項目(最低限の要件)を満たしていること

を確認する。全て満たす場合は合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。必須項目では加点をしない。

ア 調査スタッフの配置

以下の適格要件を満たす調査スタッフを、委託業務が対象とする調査地域を十分にカバーし得ると認められるように配置すること。

〔適格要件〕

- ・原則として20歳以上の者であること。
- ・秘密の保護に関し信頼のおける者であること。
- ・選挙に直接関係のない者であること、その他統計調査に従事する上で不適格と思われる職業又は経歴を有していない者であること。
- ・統計に関する理解があり、誠実に責任をもって調査事務を完遂できる者であること。

イ 業務実施体制

入札参加事業者における業務の実施体制として、以下の点を満たしていること。

1) 責任体制

- ・実施状況を随時把握し、業務を総括する責任者を設置すること。さらに、その責任者又はその他の本業務を管理監督する者に本業務と同様の調査において指導的な立場での職務経験があること。

2) 指示・連絡の体制

- ・委託者との連絡・調整を行う体制が整っていること。
- ・調査スタッフの支援・管理体制が整っていること。
- ・調査対象からの照会に迅速かつ的確な対応を行う体制・設備が整っていること。
- ・非協力・不在の者への対応方策が講じられていること。

3) 調査スタッフの教育（研修）指導

- ・調査スタッフの教育（研修）指導のための体制が整っていること。

4) 個人情報管理・保護

- ・調査票その他の個人情報を保護するための適正な管理体制・設備が整備されていること。

5) 調査スタッフの安全管理

- ・調査スタッフの安全対策が講じられていること。

ウ 事業者の状況

- ・（訪問販売業等の）調査対象に不安を抱かせる事業を行っていないこと。

(2) 加点項目（業務をより効果的に遂行する上で必要と考えられる項目）審査

市は、前記（1）「必須項目審査」で合格となった入札者に対して、各加点項目について審査を行う。審査は、効果的な実施が期待されるかという観点から、入札者が企画書に記載した内容を相対評価することにより行い、各項目の合計が質の評価点となる。

ア 調査スタッフの配置[20点]

- ・実務経験豊富な調査スタッフであるか。
- ・調査スタッフの確保方法、選考方法、選考基準が有効であるか。

イ 業務実施体制[20点]

- ・統計調査に精通した責任者であるか。
- ・調査スタッフに対する研修の計画や支援体制に工夫が見られるか。

- ・十分な研修時間、回数を取れるか。
- ・安全対策が効果的なものであるか。
- ・Pマークを取得しているか、またはそれと同等の体制を整備しているか。

ウ 入札者及び責任者等の調査実績[40点]

- ・入札者及び責任者等が過去に実施した調査は、委託調査に類似しているか(官の統計調査であるか等)。
- ・それらの調査は、質(回収率等)がよいものであったか。
- ・それらの調査の実施数は、豊富なものか。

エ その他[20点]

- ・上記にはない、創造性・新規性等のある効率的・効果的な実施方法が提案されているか。(例：リスクコントロール手法の提案)

(3) 入札価格の評価点

入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分100点(質の評価点の満点)を乗じた値を計算する。これが入札価格の評価点となる。

(4) 総合評価値と落札者決定

上記(2)及び(3)の合計点を総合評価値とする。その総合評価値が最も高い者を落札者とする。

(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価値が最も高い者を落札者とする。

(6) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9に基づき、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(7) 前記第6項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、地方自治法施行令第167条の9に基づき、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

1.3 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、本入札説明書に添付する別記様式第4号契約書(案)に基づく契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に市がその当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) 市長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の105に相当する額とする。

1.4 その他

- (1) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書(案)を熟読し、内容を理解、遵守すること。

15 問い合わせ先

(1) 仕様書に関する問い合わせ先

市 ... 統計 ...
〒 県 市...
電 話
F A X
e-Mail @ .jp

必ず書面（ファクシミリでも可）又はeメールで行うこと。

(2) 契約手続に関する問い合わせ先

市 ... 総務 ...
〒 県 市...
電 話
F A X
e-Mail @ .jp

必ず書面（ファクシミリでも可）又はeメールで行うこと。

誓約書

平成 年 月 日

市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

印

平成 19 年 月 日付けで公告のあった「就業構造基本調査の実地調査業務(市)」の入札に参加するに当たりまして、下記の通り誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 本市における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

<注意>

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. ()内は、代理人が入札するときを使用すること。
この場合、代表者の印は不要とする。
3. 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者(代理人をもって入札に参加する場合には代理人)の署名をもって代えることができる。
4. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。

入 札 書

金

円也

件名 就業構造基本調査の実地調査業務(市)

上記について、入札公告及び入札説明書承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

印

< 注意 >

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 金額は総価を記載すること。
3. 金額の訂正は、認めない。
4. 入札時における再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
5. ()内は、代理人が入札するときに使用すること。
この場合、代表者の印は不要とする。
6. 印は、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者(代理人をもって入札に参加する場合には代理人)の署名をもって代えることができる。
7. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。

委任状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、 市長の発注する就業構造基本調査の実地調査業務(市) に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

代理人使用印鑑

平成 年 月 日

市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

< 注意 >

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 代理人使用印鑑は、入札書に使用するものと同じものを押印すること。
3. 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者及び代理人の署名をもって代えることができる。
4. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。